

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第212号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第266号）

- (1) 石川県辰巳ダム建設事務所が平成24年度に実施した犀川辰巳治水ダム建設事業河川台帳作成業務委託（以下「河川台帳作成業務委託」という。）の特記仕様書の貸与品について
- ① 貸与品「管理平面図（1/2500）電子データ」を作成した業務委託（以下「当該業務委託」という。）の成果品とその業務の契約関係書類（以下「対象文書1」という。）
 - ② これらの平面図を破棄〔原文ママ〕したと言われるのであれば、その破棄〔原文ママ〕理由等を記載した公文書（以下「対象文書2①」という。）
 - ③ 貸与品「その他の必要資料」も破棄〔原文ママ〕したのであれば、その破棄〔原文ママ〕理由等のわかる公文書（以下「対象文書2②」という。）
- (2) 平成18年度に瀬嶺地区においてA社が実施した地形及び横断測量の成果品を破棄〔原文ママ〕した理由等のわかる公文書（以下「対象文書2③」という。）

2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定

3 担当課（所）
土木部河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) H27.10. 5 公開請求 | (4) R元.12. 3 諮問 |
| (2) H27.10.20 不存在決定 | (5) R 2. 8. 21 答申 |
| (3) H27.11.10 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県土木部河川課（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、河川台帳作成業務委託の特記仕様書に書かれている請負者に貸与された成果品は、ダムが完成した同じ平成24年に作成された成果であることから、対象文書1は必ず存在するはずであり、仮に対象文書1等を廃棄したというのであれば、廃棄に関する手続きが執られているはずであることから、対象文書2は存在するはずであると主張している。</p> <p>(1) 対象文書1について</p> <p>実施機関の説明によると、不存在とした理由については、「当該業務を発注した辰巳ダム建設事務所が平成24年度に閉鎖され、保管が必要な文書は実施機関に引き継がれている。本件公開請求時において、引継文書を検索したが、貸与された管理平面図の作成に係る業務委託名が不明であったことから、対象文書を特定することができなかった。なお、関係者から聞き取ったところによると、「貸与品は辰巳ダム完成前の計画図であった。」とのことから、少なくとも平成19年以前に作られた成果品であると思料される。」とのことである。</p> <p>また、異議申立人が「平成24年に作成された成果」と主張していることについては、実施機関に説明を求めたところ、「平成24年度に発注された地形図作成の業務委託は、犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務委託のみであるため、これを指すものと思われる。これ以前の辰巳ダム建設工事期間（平成20年3月20日から</p>

	<p>平成24年6月8日まで)は、地形図作成のための貯水池測量は行われていなかった。」とのことであった。</p> <p>このため、当審査会において、貯水池地形図修正業務委託の成果品である地形図と河川台帳作成業務の成果品である管理平面図を見分・比較したが、等高線の幅が明らかに異なる箇所が認められ、異なる図面であると推察された。</p> <p>そうであるとする、辰巳ダム建設工事期間中は貯水池測量が行われていないことから、「貸与品は、平成19年以前に作られた成果品であると思料される。」との実施機関の説明には合理性が認められる。</p> <p>さらに、実施機関が定める業務委託成果品の保存期間は、文書管理規程別表第2の「工事の執行に関する文書」又は「工事の検査に関する文書」を適用し、「5年」とされているところ、当該業務委託が平成19年度以前に行われたものであれば、本件公開請求時においては既に保存期間を経過しており、廃棄されていたとしても不自然であるとは言えない。</p> <p>(2) 対象文書2 (①、②、③)</p> <p>文書管理規程には、保存期間が満了し、廃棄される文書について、廃棄理由等を作成するとの記述は認められないことから、異議申立人が公開を求める対象文書2について「存在しない」とした実施機関の主張は、結論として不合理であるとは言えない。</p>
--	---

(別 紙)
答申第212号

答 申 書

令和2年8月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年10月5日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

- （1） 石川県辰巳ダム建設事務所が平成24年度に実施した犀川辰巳治水ダム建設事業河川台帳作成業務委託（以下「河川台帳作成業務委託」という。）の特記仕様書記載の貸与品について
 - ① 貸与品「管理平面図（1/2500）電子データ」を作成した業務委託（以下「当該業務委託」という。）の成果品とその業務の契約関係書類（以下「対象文書1」という。）
 - ② これらの平面図を破棄〔原文ママ〕したと言われるのであれば、その破棄〔原文ママ〕理由等を記載した公文書（以下「対象文書2①」という。）
 - ③ 貸与品「その他の必要資料」も破棄〔原文ママ〕したのであれば、その破棄〔原文ママ〕理由等のわかる公文書（以下「対象文書2②」という。）
- （2） 平成18年度に瀬領地区においてA社が実施した地形及び横断測量の成果品を破棄〔原文ママ〕した理由等のわかる公文書（以下「対象文書2③」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成27年10月20日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年11月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、令和元年12月3日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象文書1

特記仕様書に書かれているように請負者に貸与された成果品であり、しかもダムが完成した同じ平成24年度に作成された成果である。この管理平面図を作成した業務に関する公文書が作成されていないということであれば、貸与したデータも作成されていないことになり、請負者はこの業務の実施が不可能となる。実際には河川台帳成果が納品されていることから判断して、貸与されたはずの業務成果品は存在しているはずである。

(2) 対象文書2

- ① 対象文書1を廃棄したというのであれば、廃棄手続きに関する公文書が保存されているはずである。
- ② その他の資料についてもどんな内容なのか記載されておらず、河川台帳に記載されている内容の真偽を確認することも請負者が利用することも、現在その内容、数字が正確であるかどうか確認ができない。施設構造物の詳細を記載した資料を廃棄してしまったのでは、ダム管理は不可能である。
- ③ 平成18年度の測量成果については、別業務で同じA社に貸与されており、以前その成果の公開を求めたが、ダム建設事務所閉鎖時に廃棄されたと聞いている。しかし、その理由は明らかにされていない。別途業務の中に使用されている測量成果は、元の成果の一部であり、しかもその測量成果の詳細を知ることもできない。公金で作られた公文書であり、一担当者等の判断で廃棄できるはずがない。廃棄理由となる公文書が必ず存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象文書1

河川台帳作成業務委託の特記仕様書には、貸与品として「管理平面図」とあることから、平成24年度時点においては、貸与された当該業務委託の成果品等が存在したことになる。しかし、本件公開請求時の平成27年度には、当該業務委託を特定し、成果品等の存否を確認することができなかった。

当該業務委託を発注した辰巳ダム建設事務所は平成24年度末で閉鎖しており、その際に保存期間が満了して不要となった文書の廃棄が行われ、残る文書が実施機関に引き継がれている。その後、本件公開請求を受けて、引き継いだ文書の確認並びに受託業者及び県の担当者への聴取を行ったが、当該業務委託の名称が判明しなかった。

つまり、当該業務委託の名称が不明であることが、対象文書の特定にいたらない理

由であったことから、決定通知書には「当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。」との理由を付して不存在決定を行ったものである。

なお、当時の担当者によると、貸与品は辰巳ダム完成前の計画図であったことから、少なくとも平成19年以前に作られた成果品であると思料され、仮に当該業務委託の名称が判明したとしても、本件公開請求時においては保存期間の経過により既に廃棄されていたことから、不存在決定を出すことには変わりはない。

(2) 対象文書2 (①、②、③)

石川県文書管理規程（平成14年4月1日訓令第7号。以下「文書管理規程」という。）にて定める保存期間を経過した文書は廃棄しており、同規程では廃棄理由を示す公文書を作成することまで求めている。なお、通常、業務委託の報告書の保存期間は5年間である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書について

(1) 対象文書1

河川台帳作成業務委託の特記仕様書に貸与品として記載された「管理平面図(1/2500)電子データ」の作成に係る当該業務委託の成果品及び契約関係書類である。

(2) 対象文書2 (①、②、③)

対象文書1及び河川台帳作成業務委託の貸与品として記載された「その他の資料」並びに平成18年度に瀬領地区等で実施した貯水池内測量業務委託の成果品について、廃棄した際の廃棄理由等を記載した公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、河川台帳作成業務委託の特記仕様書に書かれている請負者に貸与された成果品は、ダムが完成した同じ平成24年に作成された成果であることから、対象文書1は必ず存在するはずであり、仮に対象文書1等を廃棄したというのであれば、廃棄に関する手続きが執られているはずであることから、対象文書2は存在するはずであると主張している。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、意見書の提出はなかった。

(1) 対象文書1について

実施機関の説明によると、不存在とした理由については、「当該業務委託を発注した辰巳ダム建設事務所が平成24年度に閉鎖され、保管が必要な文書は実施機関に引き継がれている。本件公開請求時において、引継文書を検索したが、貸与された管理平面図の作成に係る業務委託名が不明であったことから、対象文書を特定することができなかった。なお、関係者から聞き取ったところによると、「貸与品は辰巳ダム完成前の計画図であった。」とのことから、少なくとも平成19年以前に作られた成果品であると思料される。」とのことである。

また、異議申立人が「平成24年度に作成された成果」と主張していることについて、実施機関に説明を求めたところ、「平成24年度に発注された地形図作成の業務委託は、犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務委託のみであるため、これを指すものと思われる。これ以前の辰巳ダム建設工事期間（平成20年3月20日から平成24年6月8日まで）は、地形図作成のための貯水池測量は行われていなかった。」とのことであった。

このため、当審査会において、貯水池地形図修正業務委託の成果品である地形図と河川台帳作成業務委託の成果品である管理平面図を見分・比較したが、等高線の幅が明らかに異なる箇所が認められ、異なる図面であると推察された。

そうであるとする、辰巳ダム建設工事期間中は貯水池測量が行われていないことから、「貸与品は、平成19年以前に作られた成果品であると思料される。」との実施機関の説明には合理性が認められる。

さらに、実施機関が定める業務委託成果品の保存期間は、文書管理規程別表第2の「工事の執行に関する文書」又は「工事の検査に関する文書」を適用し、「5年」とされているところ、当該業務委託が平成19年度以前に行われたものであれば、本件公開請求時においては既に保存期間を経過しており、廃棄されていたとしても不自然であるとは言えない。

(2) 対象文書2（①、②、③）について

文書管理規程には、保存期間が満了し、廃棄される文書について、廃棄理由等を作成するとの記述は認められないことから、異議申立人が公開を求める対象文書2について、「存在しない」とした実施機関の主張は、結論として不合理であるとは言えない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

実施機関は、本件処分に当たり「当該請求に係る公文書は作成されていないため」との理由を付して不存在決定を行っているが、対象文書1については、「保存期間満了につき廃棄されたものと思料されるため」とするのが適切であり、本件公開請求時に事実確認を行ったうえで正確な理由を付して決定すべきである。

また、本件において、異議申立てから諮問まで4年1カ月近くを要している。時間の経過とともに事実確認が困難になってくると思われるため、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月3日	○諮問を受けた。(諮問案件河第1275号)
令和元年12月13日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
令和元年12月17日	○異議申立人に理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
令和2年2月6日 (第304回審査会)	○事案の審議を行った。
令和2年3月17日 (第305回審査会)	○事案の審議を行った。
令和2年6月9日 (第306回審査会)	○事案の審議を行った。
令和2年7月14日 (第307回審査会)	○事案の審議を行った。